

(別記8)

地域活動支援センター事業

(目的)

第1条 この事業は、障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 地域活動支援センターの対象者は、高槻市内に居住する障がい者等及びその家族等とする。

(事業内容)

第3条 本事業の実施内容は以下のとおりとする。

(1) 基礎的事業

- ア 日常生活における日中活動の場の提供
- イ 創作的活動、生産活動、自主的な活動等の機会の提供

(2) 機能強化事業

基礎的事業を補完する事業

2 本事業の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) I型とは、専門職員（精神福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との関係強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発の事業を実施する。
- (2) II型とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
- (3) III型とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、生産活動の場の提供等のサービスを実施する。

(サービスを提供する者)

第4条 この事業を行うものは、高槻市内に事業所の所在する高槻市に登録した地域生活支援事業者とする。また、I型及びIII型については併せて以下の要件を満たしたものである。

- (1) I型については、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とし、夜間や休日などの時間帯にも対応できる運営体制に努めるものとする。
- (2) III型については、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有していることを要件とする。

2 この事業を行う高槻市外の事業者は、地域活動支援センターについて当該市町村の委託又は登録等されている地域生活支援事業者（以下「事業者等」という。）とする。

（支給量）

第5条 地域活動支援センターの支給量は、1日単位の月あたりの日数で決定する。

（利用者負担）

第6条 本事業の利用についてはⅠ型については無料とする。ただし、Ⅱ型及びⅢ型については、条例別表第10号に規定する利用者負担額を負担すること及び利用者の飲食費、光熱水費、送迎費など個人に係る費用については、実費分を自己負担とする。

（準用）

第7条 別記7移動支援事業の第5条から第10条まで、第12条から第14条までの規定は地域活動支援センターⅡ型及びⅢ型に要する費用（以下「地域活動支援センター給付費」という。）の支給決定の申請等、地域生活支援事業受給者証、支給決定の変更の申請等、支給決定の取消しの通知、申請内容の変更の届け出、地域生活支援事業受給者証の再交付申請、支給決定の有効期間、請求及び支払いについて準用する。この場合において、第5条から第10条中「移動支援事業費」とあるのは「地域活動支援センター給付費」と読み替えるものとする。